

# 鳥取県新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金の 事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (令和5年1月31日(火)まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\*交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始 *※この補助金においては着手届は必要ありません。*

【事業を変更したい場合】  
事業を変更(補助申請額を増額)する場合には県の承認が必要です。  
変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了 *※この補助金において完了届は必要ありません。*

## 5. 実績報告書提出 (完了から30日以内又は令和5年1月31日まで)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

### ◎補助金の支払い

#### 【支払時期】

実績報告書提出後、概ね一か月以内にお支払いします。